

JR連合 政策News

第211号

2011年12月12日

2012 税制改正大綱閣議決定！

「三島特例」「承継特例」「軽油引取税減免」の継続措置が反映される！

JR連合全組合員で勝ち取った成果！JR連合の政策力を内外に顕示！

「三島特例」「承継特例」「軽油引取税減免」の継続措置を政府が決定！12月10日に2012税制改正大綱が閣議決定され、JR連合が要望していたJR三島会社及びJR貨物の経営安定に資する税制特例措置である「三島特例」「承継特例」の継続適用、ならびにJR各社が現在適用を受けている「軽油引取税減免」措置の継続適用が大綱に反映された。

JR三島会社が所有または借り受けている固定資産への固定資産税等の軽減措置であるいわゆる「三島特例」は、一部対象範囲の追加等を行い、現行適用と同様、2012年度から5年間延長された。またJR三島会社及びJR貨物が国鉄から引き継いだ事業用固定資産に対する固定資産税等の軽減措置であるいわゆる「承継特例」についても、同様に2012年度から5年間延長された。さらに、鉄道車両等の動力源用軽油の課税免除措置（いわゆる「軽油引取税」減免措置）についても、現行適用年限同様3年延長とされた。

JR連合は、今次2012税制改正の取り組みを最重要課題として位置付け取り組みを進めてきた。12万3000筆にもものぼる組合員・家族を中心とした署名の集約、101議会にも及ぶ地方議会での意見書採択、そして、JR連合国会議員懇談会、さらには「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」所属の国会議員の働きかけ等々、あらん限りの方策を展開してきた。12月2日に開催された集会では、そうしたJR連合の取り組みに呼応して、数多くの国会議員、地方議会、そしてJR北海道、JR四国、JR九州、JR貨物各社幹部が、我々JR連合の旗のもとで連帯の意思表示を行った。

今回の取り組みはまさにJRの責任産別として、JR連合の政策実現力の高さ、それ以上にJRが抱える様々な課題の解決に向けた結集軸の中心にJR連合が存在しているという事実を内外に明らかにすることができたと言えよう。

なお、同税制実施に際しては法律改正を必要とするため、来年開催される通常国会で審議されることになる。JR連合は気を緩めることなく、円滑な国会審議を要請していく。

～ 2012 税制改正大綱（抜粋）～

□ 三島特例

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

- (1) 対象となる鉄道施設の貸し付けを行う法人から借り受ける固定資産に変電所を追加する
- (2) 対象から旅客自動車運送事業の用に供する固定資産を除外する

なお、各会社の経営状況や株式上場の動向を勘案し、今後、必要な見直しを行う。

□ 承継特例

国鉄改革により北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社、並びに日本貨物鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。なお、各会社の経営状況や株式上場の動向を勘案し、今後、必要な見直しを行う。

□ 軽油引取税減免

鉄道事業又は軌道事業を営む者等が鉄道用車両、軌道用車両等（日本貨物鉄道株式会社にあっては、駅の構内等において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフト等の機会を含む。）の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。